

通告６番目、３番、西野峻也議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いいたします。

西野峻也議員。

○西野議員　３番、西野峻也です。議長の許可を得ましたので、通告に従い一問一答方式にて質問を行わせていただきます。

今会議では、岩出市の公共施設の利用についてお伺いいたします。早速ではありますが、ご質問いたします。

１点目、市民、団体等各公共施設を利用する際の条例や内部規則などの要件をお聞かせください。

２点目、利用要件はどのように定められているのか、また、その内容をお聞かせください。

○玉田議長　ただいまの１番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○広岡総務部長　西野議員ご質問の１点目、市民、団体等の各公共施設の利用要件はと、２点目、利用要件はどのように定められているのか、またその内容は、について一括してお答えいたします。

市の公共施設は、地方自治法第244条の規定により、住民の福祉を増進する目的を持って、その利用に供するための施設として整備し、同法第244条の２の規定に基づき、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、地方公共団体は条例でこれを定めなければならないとされています。このことから、各部所管施設ごとに法令に基づく条例及び規則を制定し、施設の利用目的や利用料金などの利用要件を定めております。

各部所管施設については、各担当部長から答弁いたします。

それでは、最初に、総務部所管施設について答弁いたします。

総務所管施設としてございますのは、サンホール及びコミュニティセンターですが、これらは、住民自らが相互の連帯感を醸成し、明るく住みよい地域社会づくりを推進することを設置の目的としており、その設置の目的に反せず、また施設の管理上支障がないことを利用要件としております。

現在、施設をご利用いただいております主な利用者は、自治会や公益性の高い文化、スポーツ、健康づくりを行っている市内の同好会やサークルなどです。

○玉田議長　生活福祉部長。

○松本生活福祉部長　西野議員ご質問の岩出市公共施設の利用について、生活福祉部

所管の公共施設に関して、１点目と２点目を一括してお答えいたします。

まず、岩出市総合保健福祉センターについては、岩出市総合保健福祉センター設置及び管理条例において、市民一人一人の健康の保持増進及び保健福祉サービスを推進することを目的として設置されたもので、施設または設備を使用しようとする者は、あらかじめ所定の手続により、市長の許可を受けなければならないと規定しております。

利用要件は、岩出市総合保健福祉センター管理運営規程で定めており、その設置の目的に反せず、また施設の管理上支障がないことを利用要件として、主に市内の子育てサークルや文化活動サークル、各種会議等、幅広くご利用いただいております。

次に、市内３か所に設置している児童館については、岩出市立児童館設置及び管理条例に、施設を使用しようとする者は、あらかじめ所定の手続により使用許可を受けなければならないことを規定しております。利用要件は、同条例及び岩出市立児童館利用規程で定めており、その設置の目的に反せず、また施設の管理上支障がないことを利用要件として、地域の子供から高齢者まで幅広くご利用いただいております。

次に、いわで御殿については、いわで御殿設置及び管理条例において、急速に進む高齢化に対応し、市民が住み慣れた地域で、生き生きと健康に暮らすことができるよう、市民の生きがいくつくりと健康づくりに寄与することを目的として設置し、施設を使用しようとする者は市長、指定管理者に管理を行わせている場合は指定管理者の許可を受けなければならないと規定しております。利用要件は、同条例により、その使用を許可しない場合として、御殿の管理上支障があると認められるときや、その他、御殿の設置の目的に反すると認められるときと規定しております。

○玉田議長 教育部長。

○南教育部長 西野議員ご質問の岩出市の公共施設の利用についての教育部所管部分について、一括してお答えいたします。

教育部所管の施設は、社会教育法第３条及びスポーツ基本法第12条の規定に基づき、スポーツを含む社会教育活動の場として設置した公民館８施設、体育館２施設、スポーツ広場４施設、パークゴルフ場１施設、プール１施設であります。

社会教育施設の利用要件はどのように定められ、どのような内容か、についてですが、まず、公民館の利用要件については、社会教育法第20条に規定され、市町村、その他一定区域内の住民のために実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各

種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することとされ、同法第23条に、公民館の運営方針として、営利目的とした事業の実施及び公民館の名称を利用した営利事業の実施や、特定の政党の利害に関する事業、または公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること及び特定の宗教、宗派もしくは教団の支援を行ってはならないとされており、この内容は、岩出市公民館設置及び管理条例第9条第2項第1号に準拠する旨、規定されているほか、同条例施行規則第13条には、禁止行為として、物品の販売や寄附の募集、広告物の掲示などが規定されています。また、同規程には、公民館の利用に際しての休館日や開館時間等についても規定されています。

次に、体育館及びスポーツ広場については、岩出市体育館設置及び管理条例第1条及び岩出市民スポーツ広場設置及び管理条例第1条の規定に基づき、市民の体育スポーツ、その他健康で文化的な各種の集会の用に供するため、また市民の体育スポーツの振興を図り、体力の向上と健康増進に資するため設置し、運用に当たっては、両条例並びに岩出市体育館及び市民スポーツ広場管理規則及び同施設使用規則により、公民館同様、禁止規定や利用に際しての休館日や開館時間等についても規定されております。

なお、禁止規定については、岩出夏まつりなど教育委員会の許可を受けた場合は、この限りではないとしております。

次に、パークゴルフ場とプールについては、紀の川左岸高齢者等スポーツ広場設置及び管理条例第1条及び岩出市民プール設置及び管理条例第1条の規定に基づき、高齢者の生きがいづくりや市民の健康増進、世代間の交流を促進し、もって活力ある地域社会の実現に寄与するため、また住民の体力の向上、健康増進及びスポーツの振興などを図るために設置し、運用に当たっては、両条例及び両条例施行規則により、公民館と同様、禁止規則や利用に際しての休館日、開館時間等を規定されております。

なお、この2施設については、他の施設と違う規程として、指定管理者による管理が規定されています。

指定管理者制度は、公の施設の管理に民間事業者等の有するノウハウを活用することにより、多様化する市民ニーズに応えるべく、平成15年の地方自治法改正後に導入され、当市でもいきいき広場での世代間交流キャンペーンや、市民プールでのピラティス教室の開催など、多様化する市民ニーズに、効果的、効率的に対応しているところです。

引き続き、各施設の利用者の満足度向上に努めてまいります。

○玉田議長 再質問を許します。

西野峻也議員。

○西野議員 ご答弁いただいたように、公共施設においては厳しい規定が設けられていることがしっかりと分かりました。

今回質問させていただいたのは、1つ提案があつてのことです。施設の利用に関する条例、内部規定にある利用要件、条件を緩和できないでしょうかといったことです。例えば、会議室の利用だと、事前に一度審査をクリアしていれば営利団体であっても条件の下、正しい使用目的であれば利用可能にしたり、広場がある施設だと地域活性化につながると判断できるのであれば、施設の目的外でも民間団体もイベント会場などとして利用可能にするなど、新たに基準を設定し、営利団体だからNG、施設の目的外だからNGではなく、もっと利用制限を緩和することで、利用料の増加にもつながりますし、実際ほかのまちでは、営利団体であっても利用可能な施設も増えてきており、まちの活性化へとつながっております。

ほかの自治体では、岩出市に比べて、指定管理者制度の下、公共施設の管理運営を指定管理者等に行ってもらっている施設も多いまちもあり、そのようなことから、施設の利用条件が緩和的であると認識しております。

しかしながら、岩出市が直接管理している施設においても、時代の流れにのっとり、利用条件の緩和ができないものでしょうか。

今年度策定されました第3次岩出市長期総合計画にもありますように、後期基本計画の基本目標5の「にぎわいと輝きのあるまちづくり」、その中にもある交流人口の増加にも大いにつながるのではないのでしょうか。また、広い敷地のある施設では、イベントごとを積極的に行ってもらったり、先ほどほかの議員さんの質問にもあったキッチンカー、これも、例えば大宮緑地のドッグラン広場、その前の駐車場などに、多くの方が訪れる週末などに、その駐車場を利用することができるのであれば、新しく追加で設置されるテントシェルターの効果もあり、こちらもさらなる利用者の増加、交流人口の増加につながるのではないのでしょうか。

時代等変化への対応や、あらゆる手段を講じ、交流人口の増加による地域の活性化、これを市の公式な目標とするならば、このようなことにも取り組んで、みんなで「活力あふれるまち ふれあいのまち」をつくっていけないのでしょうか。会議室等におきまして、利用条件緩和により、まちの活性化に少しでもつながるのではないのでしょうか。

それらを踏まえてご質問いたします。まず1点目、大宮緑地などですが、施設利用に関する条例や内部規程の緩和を行う考えはあるのかをお聞かせください。

次に、総合保健福祉センターなどの会議室利用ですが、営利団体等が利用できる場合とできない場合があると思うんですけど、それはどういった場合の条件なのかをお聞かせください。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○南教育部長 西野議員の再質問にお答えいたします。

施設利用目的制限を緩和してはどうかということでございますが、社会教育施設の利用目的制限緩和については、さきの答弁のとおり、公民館では禁止行為が法及び条例施行規則に定められていることから、厳格な運用が求められます。また、体育館及びスポーツ広場等のスポーツ施設についても、条例及び施行規則並びに管理規則及び使用規則により、公民館同様、禁止規程が設けられております。

しかしながら、スポーツ施設は、スポーツ基本法第21条の2には、国及び地方公共団体は、多様な需要に応じて、スポーツを楽しむ機会等を確保するとともに、これを通じて、スポーツ産業の事業者、その他の事業者の事業機会の増大及び地域経済の活性化を図るため、スポーツを楽しむ機会等に関連する良質かつ付加価値の高いサービスの提供に必要な環境の整備、その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならないとされており、公民館とは違い、その時々々の社会情勢及び市民ニーズに応えた運用とすることで、交流人口の増加につながることが期待できるものと考えます。今後は、本来の利用目的であるスポーツ活動を妨げないことを大前提として、研究してまいります。

○玉田議長 生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 西野議員の再質問にお答えいたします。

まず2点目なんですけども、総合保健福祉センターでは、利用できる場合とできない場合が、どんなときあるのかということだったと思うんですけども、繰り返しの答弁とはなりますが、総合福祉センターを使用できるのは、市民一人一人の健康の保持増進及び保健福祉サービスを推進するという設置目的に反せず、施設の管理上支障がない場合であり、使用できない場合は、これらに反する場合となります。

なお、岩出市民ふれあいまつりなど、市の許可を受けた場合はこの限りではございません。

○玉田議長 再々質問を許します。

(な し)

○玉田議長 これで、西野峻也議員の1番目の質問を終わります。

以上で、西野峻也議員の一般質問を終わります。